

令和5年
10月1日
から

「消費税のインボイス」

令和5年10月1日からインボイスを交付するために

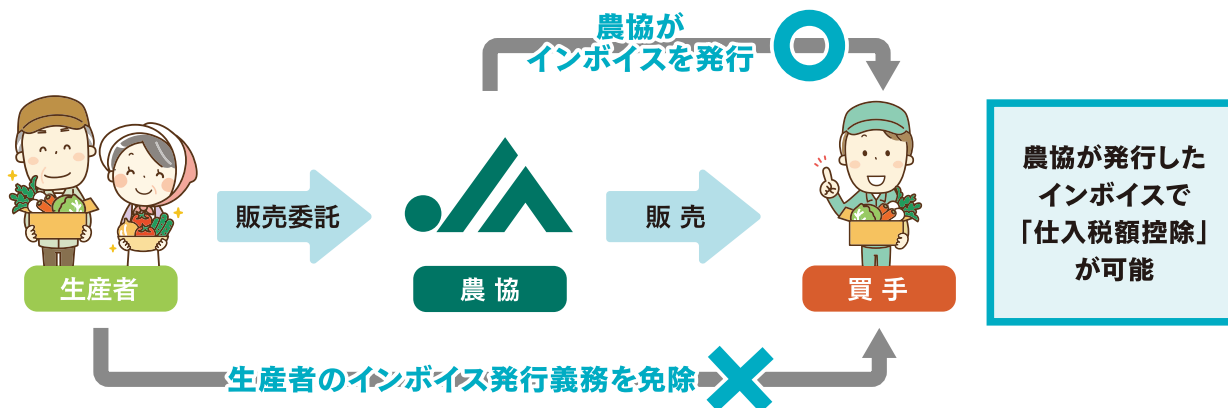
3 農協を通じた取引（農協特例）

- 農協へ販売委託した農産物は「無条件委託方式・共同計算方式（※）」により販売されることが一般的です。

この2つの要件を満たす委託販売の場合、売手と買手が1対1で紐づかない取引となるため、売手が買手にインボイスを発行することが困難です。

そのため、生産者（農業者）のインボイス発行義務を免除し、買手は農協が発行するインボイスにより「仕入税額控除」をすることが認められます。

※無条件委託方式 … 売値・販売時期・販売先などの条件を付けないで委託する方式
※共同計算方式 …… 一定期間における販売額を平均価格により精算する方式



- 農協以外の集荷業者や直接取引する飲食店等の事業者との取引は「買取」となることが一般的であるため、買手は生産者（農業者）のインボイスが必要となります。

◆ 国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています。日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください。

(説明会ページ)



! 税務署主催の説明会の日程は、ページ内の「国税局・税務署にて開催している説明会等」に掲載されている「仙台国税局」のリンクからご覧いただけます。

◆ 国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続きに関することやQ&Aなどを掲載しています。

(特設サイト)



◆ 軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています。
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)



登録申請手続きは、e-Taxをご利用ください!

(申請手続)

- ◆ 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
 - ◆ 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。
- ※e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

